

基本協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と阪急電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、都市計画道路競馬場高丸線と阪急電鉄今津線との立体交差工事（以下「工事」という。）の施行について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、工事の内容、費用負担等について基本的な事項を定め、甲乙相互の協力のもとに円滑な工事の遂行を図ることを目的とする。

（工事の内容）

第2条 工事の内容（位置及び範囲を含む。以下同じ。）は別紙1のとおりとし、工事の工程は別紙2のとおりとする。

（工事の施行）

第3条 工事は、甲の委託により乙が施行するものとする。

（協定の期間）

第4条 本協定の期間は、協定締結の日から令和15年（2033年）3月31日までとする。

2 本協定の期間について変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（工事の費用負担等）

第5条 工事の施行に要する費用（以下「工事費」という。）は、別紙3工事費概算額調書のとおり概算総額金5,431,668,800円とし、甲が全額負担するものとする。

（年度協定の締結）

第6条 甲及び乙は、年度毎の工事内容、工事費、支払い方法等について別途年度協定を締結するものとする。

（工事内容又は工事費の変更）

第7条 工事の施行内容に変更があるとき又は物価、人件費等の著しい変動により工事費に変更があるときは、あらかじめ甲及び乙が協議して定めるものとする。

（財産の帰属及び維持管理）

第8条 工事の施行により完成した施設については、道路施設は甲に、鉄道施設は乙に帰属することとする。なお、函体は乙に、その函体に付随する道路施設は甲に帰属にするものとし、別紙4のとおりとする。

- 2 前項に規定した施設の維持管理については、道路施設及び函体は甲が、鉄道施設は乙が管理するものとし、別途維持管理協定を締結するものとする。
- 3 本協定締結後に、天災地変、地震、風水害その他不可抗力による災害により別紙4の函体に損害が生じた場合の復旧工事に要する費用については、甲が負担するものとする。なお、詳細事項については、前項に定める維持管理協定締結時に取り決めるものとする。

(用地の使用等)

- 第9条 甲は、工事の施行のために必要となる用地について、乙の工事着手前に確保するものとし、工事期間中は乙が無償で使用できるものとする。
- 2 工事完了後、道路と鉄道が交差する（道路施設と鉄道施設により甲及び乙が相互に使用する）部分の乙の所有地については、甲の施設が存続する限り、乙は、甲に無償にて使用させるものとし、前条第2項に定める維持管理協定締結時に詳細事項について取り決めるものとする。
 - 3 前項の対象範囲の考え方は別紙4のとおりとし、詳細は工事完了後に、完成した施設の位置をもとに甲乙協議のうえ決定する。

(用地処理)

- 第10条 甲は、工事完了後、道路と鉄道が交差しない部分の乙の所有地を乙より有償で譲り受けるものとする。
- 2 前項の対象範囲の考え方は別紙4のとおりとし、詳細は工事完了後に、完成した施設の位置をもとに甲乙協議のうえ決定する。なお、前項の譲り受けにおける土地価格は、近畿地区用地対策連絡協議会の運用申し合わせ「機能回復を要しない軌道敷地の評価について」の確認事項に基づき評価し、決定するものとする。

(行政上の手続き)

- 第11条 工事の施行に必要な行政上の手続きについては、甲が行うものとし、乙はそれに協力するものとする。

(地元説明)

- 第12条 工事の施行に伴い実施する地元説明については、甲及び乙が協力して実施するものとし、事業に関する説明は甲が実施し、工事に関する説明は乙が実施するものとする。

(苦情等の処理)

- 第13条 工事の施行に伴い生じる第三者からの苦情等の処理については、甲及び乙が協力して実施する。

(損害の負担)

第 14 条 工事の施行に伴い生じた損害の負担については、甲及び乙それぞれの責に帰する場合を除き、甲及び乙が協議して処理するものとする。

(公正性と透明性の確保)

第 15 条 甲及び乙は、本協定による工事が公共工事であることを鑑み、本事業の実施にあたって、適切な事務処理を行うとともに、公正性及び透明性の確保に努めるものとする。

(協定の効力)

第 16 条 本協定については、宝塚市議会の議決を得たときに効力が生じるものとする。

2 第 4 条第 1 項で定めた期間及び第 5 条で定めた概算総額金に変更の必要が生じた場合は、内容に応じて本協定を変更するものとする。なお、変更が生じた内容については、前項と同様に宝塚市議会の議決を得たときに効力が生じるものとする。

(その他)

第 17 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

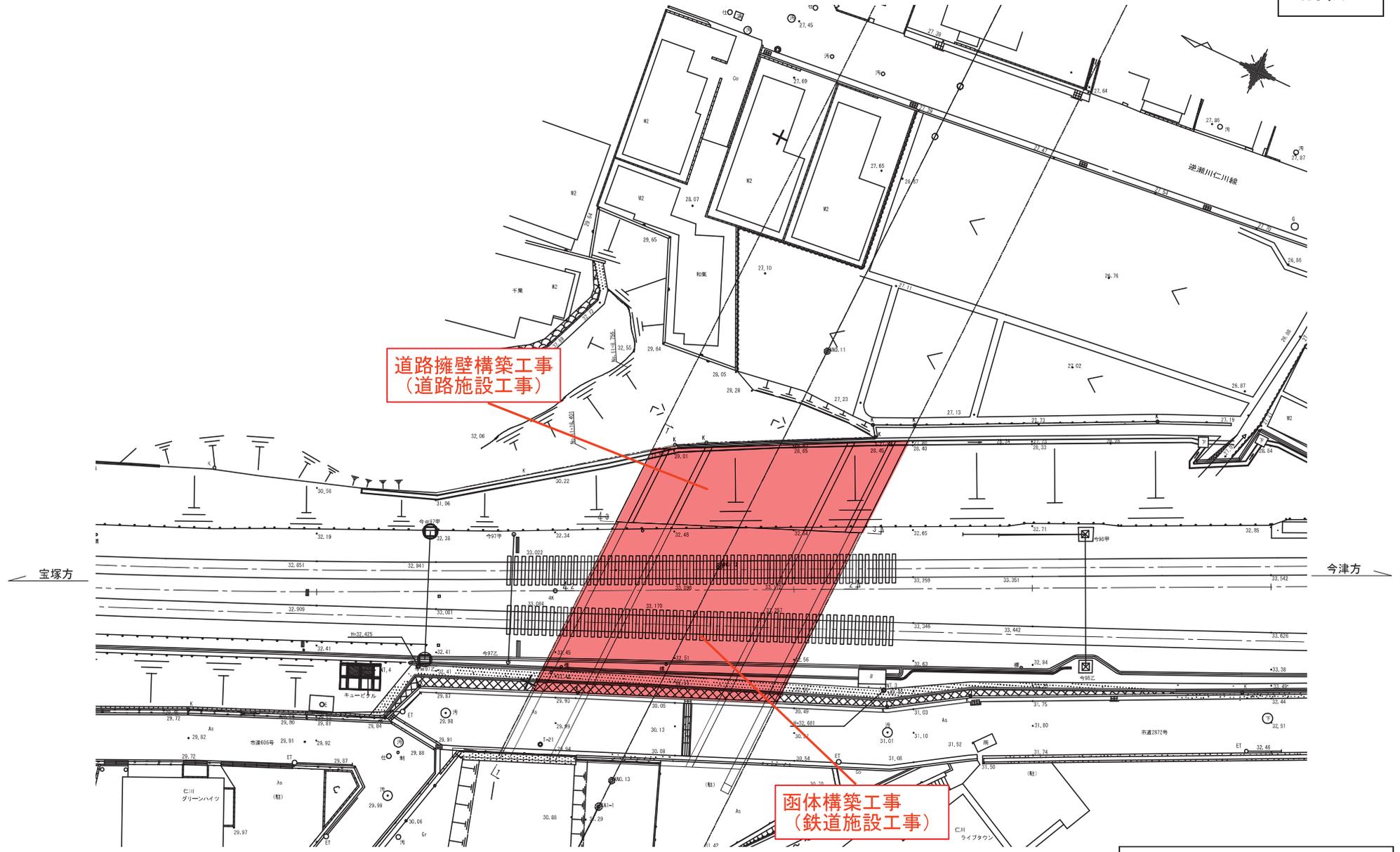
令和 8 年 (2026 年) 月 日

甲 兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号
宝塚市
代表者 宝塚市長 森 臨 太 郎

乙 大阪市北区芝田一丁目 16 番 1 号
阪急電鉄株式会社
取締役社長 嶋 田 泰 夫

都市計画道路競馬場高丸線と阪急電鉄今津線との立体交差工事

別紙 1



道路擁壁構築工事
(道路施設工事)

函体構築工事
(鉄道施設工事)

電気・軌道工事
(鉄道施設工事)

凡例

■ : 工事内容を示す。

工 程 表

工事種別	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	令和10年度(2028年度)	令和11年度(2029年度)	令和12年度(2030年度)	令和13年度(2031年度)	令和14年度(2032年度)
鉄道施設工事							
道路施設工事							

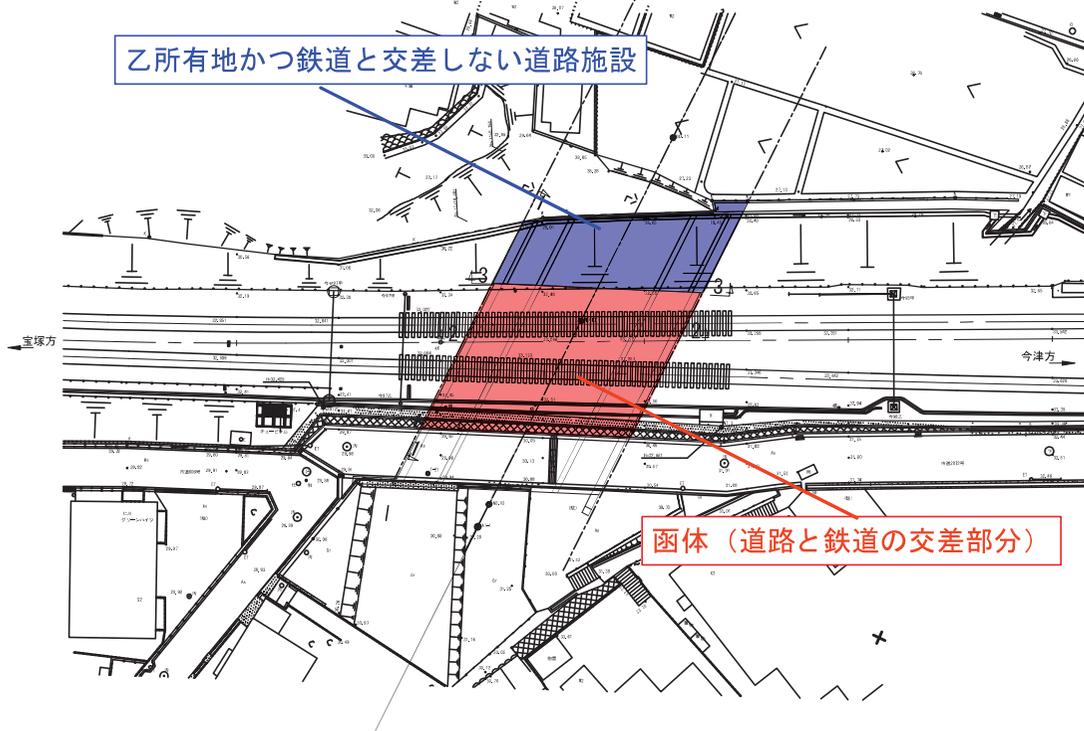
都市計画道路競馬場高丸線と阪急電鉄今津線との立体交差工事

工事費概算額調書

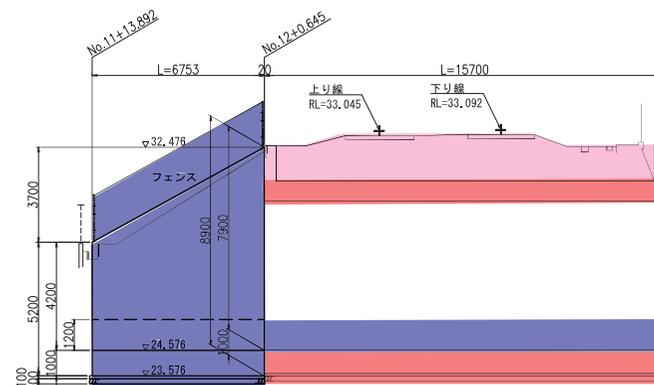
	鉄道施設工事	道路施設工事	合計
工事費	5,238,740,000	53,090,000	5,291,830,000
総係費	133,047,000	1,348,000	134,395,000
消費税及び地方消費税	0	5,443,800	5,443,800
合計	5,371,787,000	59,881,800	5,431,668,800

都市計画道路競馬場高丸線と阪急電鉄今津線との立体交差工事

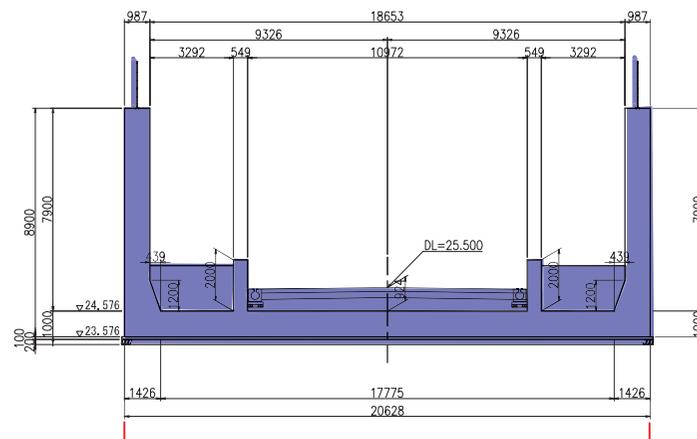
平面図



断面 1-1

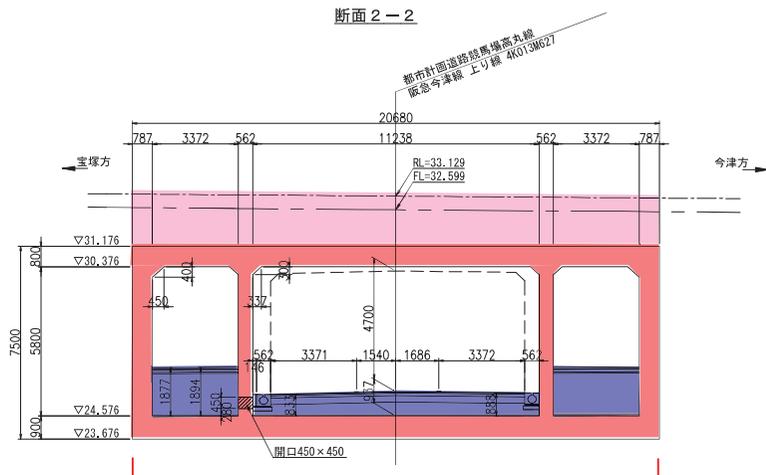


断面 3-3



道路区域

断面 2-2



道路区域

凡例

- : 函体 (鉄道施設) を示す。
- : 鉄道施設を示す。
- : 道路施設を示す。